

ジョブ・カード作成支援 キャリアコンサルティングのご案内

※キャリアコンサルティングは**無料・予約制**です

雇用保険受給者の方は、
求職活動の実績になります。

・対象となる方は次の通りです

必須

- ①専門実践教育訓練及び特定一般教育訓練の教育訓練給付金の支給手続きを行う方
- ②雇用型訓練の受講を希望する方
- ③日本版デュアルシステムの受講を希望する方
- ④長期高度人材育成コースの受講を希望する方

望ましい

- ⑤公的職業訓練の受講を希望する方で、訓練前にキャリアプランの作成を通じ訓練受講の目的を明確化することを希望する方
- ⑥希望する職業に就くために職業訓練受講等による能力開発が必要と考えられる方
- ⑦自己分析や仕事選びの方向性など検討したい方

ご予約後、ジョブ・カード様式を入手し、**必ず面談当日までに記入してお越してください**

・必要なジョブ・カード様式は、

様式1-1（または1-2）、様式2、様式3-1、様式3-2です。

- ・様式2⇒様式3-1⇒様式3-2と書いていくと、ジョブ・カードが記入しやすくなります。
- ・キャリアコンサルティングは1回60分です。事前の記入が不十分な場合2回目を行う場合もあります。
- ・訓練の受講指示、給付金等の支給に係るご相談はハローワーク職員が行います。
- ・記入されたジョブ・カードは、各給付金等の受給資格確認の際にハローワークに提出する書類の一つとなったり、応募書類の一つになります。そのため、虚偽の記載をされた場合にはご本人の責任を問われる場合があります。

ジョブ・カードは手書きでもパソコン等でも作成できます。作成方法に応じた入手が可能です。

- ハローワークの窓口や、セミナーでもらう
- パソコンでダウンロードし、印刷する
- Excel形式でダウンロードする
- [マイジョブ・カード]を活用する

※手書きの場合はボールペン書き、パソコン等で作成の場合は印刷してお持ちください。



ジョブ・カードがつくれる、わかる
マイジョブ・カード

マイジョブ・カード



“マイジョブ・カード”トップページ

<https://www.job-card.mhlw.go.jp/>



“ジョブ・カード様式”ダウンロードページ

https://www.job-card.mhlw.go.jp/guidance/download_blank

ご予約はこちら

上記①～④対象の方は、「訓練実施施設（学校）名・訓練講座名・訓練期間」をご準備の上ご予約ください。

株式会社パソナ TEL (052) 587-5180

平日8:30～12:00 13:00～17:15

※有効期間：2025年4月1日から2026年3月31日